

# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成21年1月29日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に準じて「(仮称) ミックスペーパー・その他プラスチック資源化処理施設建設」に係る自主的環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

|          |                |   |
|----------|----------------|---|
| 事業の基本的事項 | 自主的環境影響評価実施申出者 | 川崎市川崎区宮本町1番地<br>川崎市<br>川崎市長 阿部孝夫  |
|          | 事業の名称          | (仮称) ミックスペーパー・その他プラスチック資源化処理施設建設  |
|          | 事業の種類          | 川崎市環境影響評価に関する条例第74条に基づく自主的環境影響評価  |
|          | 事業を実施する区域      | 川崎市川崎区浮島町509番地1<br>(敷地面積: 約5,600㎡)  |
|          | 事業の目的          | 資源化処理施設の建設  |
|          | 事業の内容          | 資源化処理施設棟 延べ面積 約4,000㎡、<br>処理能力: ミックスペーパー: 約70トン/日、その他プラスチック製容器包装: 約55トン/日   |
|          | 事業の施行期間        | 着手予定: 平成21年12月<br>完了予定: 平成22年12月  |
| 縦覧のお知らせ  | 縦覧期間及び時間       | 期間: 平成21年1月29日(木) から<br>平成21年3月16日(月) まで<br>(土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。)<br>時間: 午前8時30分から午後5時まで  |
|          | 縦覧場所           | 川崎区役所、大師支所及び本庁(環境局環境評価室)  |
|          | 意見書の提出         | <ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧の準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。</li> <li>提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。</li> </ul> <b>【意見書の提出】</b><br>提出期限: 平成21年3月16日(月)<br>(郵送の場合は、平成21年3月16日消印有効)<br>提出先: 川崎市環境局環境評価室<br>意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 |
|          | 問い合わせ先         | 川崎市環境局環境評価室<br>〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地<br>電話番号: 044-200-2155<br><a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>  |